資料１

道路構造令につきましては、最低限の基準で、それ以上みたいな、そういうような規定なものですから、実際やろうと思えばできますよということではあるのですけれども、そこがはっきりしていないというような課題があるのかなと思っています。具体のイメージがその下にありますけれども、幅員、歩道３メートルを５．７５メートルにすると、歩行者が通行するところとして、本当は３メートルでも十分なのですけれども、賑わいみたいなというのは自分で設定をしなきゃいけないという問題があったかと思います。

それから、７ページをお願いいたします。もう１点の課題が、非常に従来と使い方を変えるものですから、地元住民あったり関係行政機関との協議調整が難航していると。左側のフローがありますけれども、実際整備をしようとすると、住民の方とかがいろいろ生活への影響とか、それから安全の話とか、そういうようなご意見等もあって、失敗といいますか、整備が中断するという事例もあるように聞いております。実際、自治体のほうからもイベント時で非常に難航したとか、行政の手続ですね、やっぱり住民の方が反対していると行政としてはなかなかオーケーしづらいということもあるのかもしれませんけれども、一方で、右下にあります、兵庫県の姫路の例ですけれども、やっぱり早い段階から住民の方とか関係機関を入れた協議会なんかでインボルブしていくとうまくいったという例も聞いております。ただ、一番右側の課題ですけれども、住民の方々との協議調整を円滑に進めていく。こういう事例はありますよという紹介はやっているのですけれども、仕組みといいますか制度といいますか、そういうのが必要なのかもしれないと考えているところでございます。

８ページお願いします。まとめますけれども、まず大きく２点、課題としましては、歩行者に積極的に利用していただく賑わいを目的とした空間の位置づけが道路法令上存在しないというところでございまして、これはこういうことをやってみたいという人でも、先ほど言いましたように調整が難航することもありますし、全くやろうとしていない自治体の方も一方でいるのは間違いないのですけれども、そういう人も法令上にあると、あ、そういうのもあるんだと思って、やっていなかった人もやろうと思ってくれるとか、そういう効果もあるかなと思います。それから、②としてはやっぱり協議調整の話ですね。この辺をどうやっていくかということであります。

こういうことを具体的に考えていく論点としまして、賑わい空間が一体どういう道路、どういうターゲットでやるべきなのか。それから、賑わいといっても景観だったりとか、いろいろありますので、道路空間全体としてどうすべきなのかというのが１点目。

2020年5月19日　参議院国土交通委員会　日本共産党　武田良介
出典：国土交通省社会資本整備審議会道路分科会第67回基本政策部会議事録より武田良介事務所作成

「賑わい空間」構築に向けた課題抽出②

国土交通省

	現状	自治体からの声など	課題
空間活用	・空間活用にあたり、空間を活用する者と地元住民及び関係行政機関等との協議・調整が難航。	・道路上のイベント開催について沿道住民との調整が難航した。 ・道路管理者への道路占用許可や警察への道路使用許可に関する協議が難航した。 ・住民、行政など関係者で構成された協議会等で合意形成を図った。	賑わいを目的とした空間の活用を図るため、空間を活用する者と住民や関係行政機関等との協議調整を円滑に進める仕組みが必要ではないか。

〔実施協議が難航しているイメージ〕

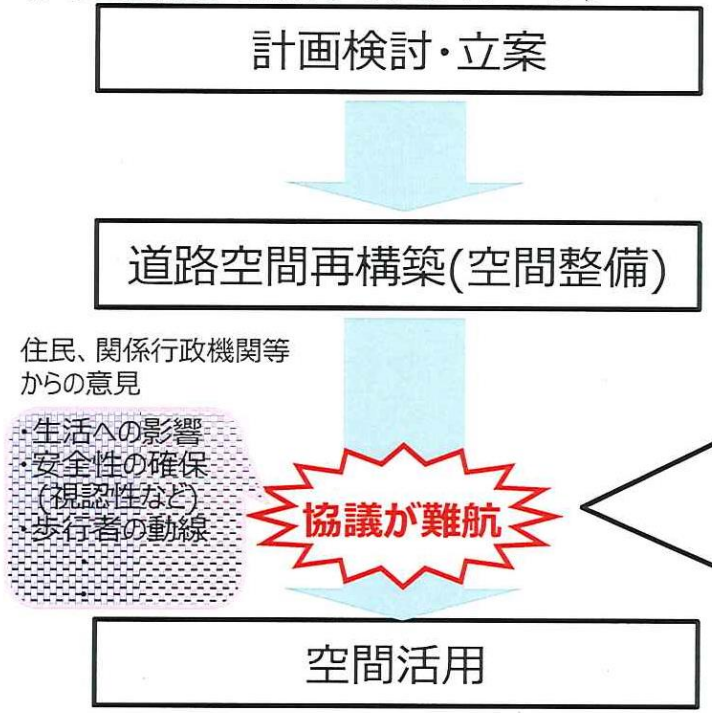

【 協議会等により合意形成を図った事例 】

〔大手前通り再整備検討懇話会(姫路市)〕

<懇話会メンバー>

姫路市、警察、地元自治会、商業者、交通事業者（バス等）ほか

<活動概要>

整備の内容（デザイン等）、利活用方法、社会実験など

<懇話会の様子>

<空間活用事例>

資料２

出典：国土交通省提出資料

資料３

武田 良介事務室02

差出人: [redacted]
送信日時: 2020年5月15日金曜日 19:14
宛先: 武田 良介事務室02
ＣＣ: [redacted]
件名: 【国土交通省道路局】ご依頼の件につきまして

武田良介議員事務所　栫秘書

平素よりお世話になっております。
国土交通省道路局環境安全・防災課の[redacted]と申します。

当課あてご依頼いただいている件につきまして、下記のとおりご連絡させていただきます。

こちらで把握している中断の事例は以下のとおりです。
○対面通行の車道を一方通行に見直し、広幅員の歩道空間を有する街路を整備する予定としていたが、一部の区域で合意が得られなかったため事業は中断。

よろしくお願い致します。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

国土交通省道路局環境安全・防災課
総務係 [redacted]
TEL：03-5253-8111 [redacted]
[redacted]
FAX：[redacted]
Mail：[redacted]

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝